



平成 28 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名	日本光電工業株式会社	
代 表 者 名	代表取締役社長兼COO	荻野 博一
	(コード番号 6849	東証第一部)
問 合 せ 先	執行役員経営戦略部長	瀬尾 卓史
	(TEL. 03-5996-8003)	

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 65 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の強化をはかるとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の健全性と効率性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行います。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

平成 28 年 6 月 28 日 第 65 回定時株主総会開催

平成 28 年 6 月 28 日 定款変更の効力発生

以 上

(変更部分は下線で示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 取締役および取締役会</b></p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、12名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第 25 条～第 26 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 26 条～第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><b>第5章 <u>監査役および監査役会</u></b></p> <p><u>(員数)</u>  <b>第29条</b> 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u>  <b>第30条</b> 監査役は、株主総会において選任する。  2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>  3. <u>当社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>  4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>(任期)</u>  <b>第31条</b> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>(常勤の監査役)</u>  <b>第32条</b> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <b>第33条</b> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規定)</u>  <b>第34条</b> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規定</u>による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 <u>監査等委員会</u></b></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u>  <b>第30条</b> <u>監査等委員会</u>は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  <b>第31条</b> <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規定)</u>  <b>第32条</b> <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規定</u>による。</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の実任免除)</u>  <u>第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会社法第 423 条第 1 項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によつて免除することができる。</u>  2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p>
<p>第 37 条～第 40 条 (条文省略)</p>	<p>第 33 条～第 36 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>附則</u>  <u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 65 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によつて免除することができる。</u></p>